

## 第3編 風水害編

## 第1章 予防対策

### 第1節 水害及び土砂災害の予防

#### 第1 水害予防－治山

##### 1 取組方針

森林は、洪水、山腹崩壊、土砂流出等の山地災害を防ぐという県土保全上重要な機能を有している。治山事業は、山腹崩壊地、荒廃渓流の復旧対策や荒廃の兆しがある山地の防災対策を図るとともに、荒廃した森林を整備することにより、山地災害を防止する。

##### 2 治山施策の総合的な推進

県の治山事業の基本方針は次のとおりである。

町は、この基本方針にしたがって関連機関と連携して治山事業を推進していく。

##### 【治山事業の基本方針】

###### ・災害に強い安全な地域づくり

豪雨等の自然現象による山地災害を防止し、またこれによる被害を最小限にとどめるため、山地災害の発生の危険性が高い集落、重要なライフラインに近接する地域等に対して、きめ細かな治山対策を推進し、地域の安全性の向上を図る。

###### ・水源地域の機能強化

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林について、水源かん養機能や、土砂流出防止機能の向上を図ることにより、「緑のダム」として良好な森林水環境を形成する。

###### ・豊かな環境づくり

安全で良好な生活環境の保全・形成を図るため、都市周辺等において防災機能の発揮に併せて、地域の景観や生物の生息環境に配慮し、地域の憩いの場となる森林の整備等を推進する。

##### 3 山地災害危険地区における住民の安全確保

町は、町内に山地災害危険地区が4箇所あることから、これらの地区的地域住民に対して、予報・警報・避難指示等を迅速かつ的確に地域住民に伝達できる体制を確立するものとする。

#### 第2 水害予防－治水

##### 1 治水対策

###### (1) 河川の改修

町は、水害発生を防ぐため、県及び国が管理する河川について、河川施設の安全性の向上、河道改修及び堆積土砂掘削等の実施を要請する。

また、町の管理河川である準用河川等については、河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸などを図る。

###### (2) 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定等

## ア 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川並びに県管理河川においては、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表されている。

現在、町内の河川のうち、指定・公表されている洪水浸水想定区域は次のとおりである。

国管理河川	越辺川
県管理河川	鳩川

町は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、洪水ハザードマップにより住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## イ 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、この計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報等の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものも含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参照して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（ただし、所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町防災会議は、この計画に上記(4)に掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

また、この計画にその名称・所在地を定められた上記(4)の施設の所有者又は管理者

は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<(4)のイ 地下街等>

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、町長への報告、公表（義務）
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

<(4)のロ 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<(4)のハ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

さらに、町長は、浸水想定区域をその区域に含む場合は、国土交通省令で定めるところにより、本計画において定められた、上記(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

#### ウ 洪水ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域の指定に基づき、町は、想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成しなければならない。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

### (3) 内水対策

#### ア 下水道等の整備推進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。町は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

#### イ 内水ハザードマップの作成

町は、被害の軽減を図るため、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

## 2 道路橋梁の維持補修

水害による道路又は橋梁の被災状況には、道路決壊、道路埋塞、路面流失の直接災と、冠水により交通不能となる間接災がある。

現在、国庫補助又は町単独をもって施工している道路整備事業は、自動車交通量の増加に伴う改良整備と、上記直接災に対する予防措置ともいえる。間接災の予防については河川の氾濫防止のための整備が基本である。

### (1) 道路の維持補修

資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施するものとする。

また、冠水時の侵入防止対策として、監視カメラ、冠水センサー等の整備を推進する。

### (2) 橋梁の維持補修

必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期するものとする。

### (3) 危険箇所と予防計画

#### ア 直接災によるもの

道路決壊、道路埋塞、路面流失などの直接災はほとんど現況から予測することは困難であって、集中豪雨による被害の多発する状態では全ての町道が対象となる。

基本的な考え方を表記すると次表のとおりである。

被災種別	該当路線	被災原因	予防計画
道路決壊	主に河川沿岸の路線	河床異常低下、堆積による	根固ブロックにより河床の安定を図る
道路埋塞	山地部路線	山腹の崩壊土石による	山腹の崩壊防止、落石防止等を行う
路面流失	県内砂利道全線	路面上の流失による	排水、嵩上げ等維持補修及び路面改造

#### イ 間接災によるもの

過去に発生した災害状況と危険河川の箇所から検討して、洪水氾濫によって交通が阻害される地域は、越辺川、鳩川の流域の道路に多い。

これらは道路の予防計画としてよりも、河川条件に左右されるものが多い。

#### ウ 道路パトロールの実施

道路の機能を保全し、安全で円滑な交通を確保するとともに、災害を未然に防止する

ため、道路パトロールを実施するものとする。

道路パトロールは、通常パトロールなどのほか、異常気象時にも随時実施し、道路危険個所の点検等を行う。

### 第3 水害予防－地盤沈下

#### 1 地下水採取の規制

町は、埼玉県生活環境保護条例によって地下水採取の規制を実施している地域（第二種指定地域）に該当しており、井戸の新設が規制されている。

### 第4 水害予防－ため池

ため池は農業用水の水源である一方で、豪雨などによりため池が決壊した場合、大きな被害が発生することから、町民の生命・財産を守るため、ため池の防災対策が急務となっている。

このため、防災重点農業用ため池のうち、対策が必要なため池については改修等を行うハード対策とハザードマップ作成配布等を行うソフト対策を効果的に組み合わせた防災対策を推進していく。

#### 1 ため池の水害予防対策の推進

「第2編－第1章－第9節 河川、ため池等の予防対策」を準用する。

### 第5 土砂災害予防

#### 1 土砂災害警戒区域等の指定

県は、平成13年4月に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害により町民の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにする。

町は、区域指定に基づき、警戒避難体制を整備する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

町は、県が土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等において、警戒避難体制を定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難地に関する事項を記載した印刷物の配布等を行う。

##### ア 土砂災害警戒区域における対策

町は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

- ① 土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。
- ② 土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を開催する。
- ③ 土砂災害警戒区域内における要配慮者関連施設の避難の支援は、防災関連機関、福祉関連機関、自主防災組織等との連携の下、要配慮者に関する情報（名簿、連絡体制

- 等）を通常時から把握し、施設ごとに具体的な避難支援計画を整備する。
- ④ 土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。
- ⑤ 大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す伝達手段を整備していく。

町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

上記(4)に該当する施設については、町地域防災計画に、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、上記(1)に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

上記(4)に該当する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、町長に報告しなければならない。また、計画に定めるところにより、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行わなければならない。

さらに、町長は、警戒区域をその区域に含む場合は、町地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

【土砂災害の警戒避難体制に関して、ハザードマップに記載すべき事項】

- ① 土砂災害警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象

の種類

- ・土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ・自然現象の種類：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

② 土砂災害に関する情報の伝達方法

- ・避難場所

③ その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（必要に応じて）

- ・雨量情報
- ・土砂災害警戒情報、警戒避難基準雨量（降雨指標値）
- ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等）
- ・土砂災害の特徴・前兆現象
- ・避難時の心得・携行物
- ・主要な避難路
- ・その他

イ 土砂災害特別警戒区域における対策

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

町は、当該措置にしたがって、連携・調整を図りつつ、対策を講ずる。

- ・住宅宅地分譲地、要配慮者関連施設の建築のための開発行為に関する許可
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ・土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告
- ・勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づき、災害危険区域の指定等を検討するものとする。

## 2 土石流の予防対策

### （1）砂防指定地の指定

知事は治水上砂防のため、砂防設備を必要とする土地に対し、砂防法第2条の規定により、砂防指定地の指定を国土交通大臣に進達することができる。

国土交通大臣は砂防指定地として、これを指定することができる。

町内の砂防指定地は、次表のとおりである。

砂防指定地			令和7年4月1日現在	
幹川名	小支川名	渓流名	指定年月日	指定番号
越辺川		鳩川	S43.12.12	第3553号
〃		唐沢川	S32.08.06	第979号
〃		〃	S38.10.02	第2555号
〃		〃	S38.11.11	第2803号

〃		〃	S40. 11. 19	第 3291 号
〃		〃	S42. 05. 31	第 1701 号

(2) 砂防指定地内の行為の制限

砂防指定地内においては、埼玉県砂防指定地管理条例第3条に基づき、土石流発生の要因となる行為が規制される。

【行為制限】

- 1 のり切り、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更
- 2 土石の類の採取又は鉱物の採掘
- 3 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- 4 立木竹の伐採又は樹根の採掘
- 5 木竹の滑下又は地引による搬出

(3) 土石流対策工事

町は、県に対し、砂防堰堤の整備等の推進を求めていくものとする。

3 地すべり予防対策

本町には、地すべり危険箇所（国土交通省所管・農林水産省所管）、地すべり防止区域（農林水産省所管）などの指定はない状況である。

4 がけ崩れの予防対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、崩壊のおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地をいう。）について、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのある箇所に対し、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）に基づき、その区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

本町では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されている。

急傾斜地崩壊危険区域 令和7年4月1日現在

箇所名	所 在 地		指定年月日	指定番号	面 積
	大 字	宇			
重郎	石坂	重郎	S46. 10. 22	第 1393 号	0. 47 ha
上沢池田	石坂	石坂	H4. 6. 12	第 849 号	2. 06 ha

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

町は、県に対し、急傾斜地崩壊防止工事の推進を求めていくものとする。

また、急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため、県からの資料等を基に、周知に努めるものとする。

## 5 山地災害危険地区の予防対策

### (1) 山地災害危険地区の情報提供

町は、県から山地災害危険地区の資料提供を受け、町民に対して危険地区の周知徹底を図るものとする。

## 6 盛土による災害の予防対策

### (1) 危険が確認された盛土に対する是正指導

町は、県が行う宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査、経過観察等に協力し、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置を行う。

### (2) 避難情報の発令基準等の見直し

町は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、県からの助言や支援を基に見直しを行うものとする。

## 7 土砂災害警戒避難体制の確立

「第2編—第2章—第1節—第3 警戒避難体制の確立」を準用する。

## 第2節 竜巻等突風災害の予防

### 第1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

#### 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や町民への普及啓発を行うよう努める。

#### 2 竜巻対応マニュアルの作成

各学校において、竜巻対応マニュアルを作成するなど、竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育て、竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させるよう努める。また、安全管理運対体制の充実を図る。

### 第2 竜巻注意情報等気象情報の普及

#### 1 竜巻関係の気象情報について普及啓発

熊谷地方気象台及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、町民への普及啓発を行う。

### 第3 被害予防対策

#### 1 物的被害を軽減させるための方策

重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

### 第4 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

### 第5 情報収集・伝達体制の整備

#### 1 住民への伝達体制

防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

#### 2 目撃情報の活用

町や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

### 第6 適切な対処法の普及

#### 1 具体的な対処方法の普及

町民は、竜巻等突風から身の安全を守るために、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

#### 【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難

- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

## 第3節 雪害の予防

### 第1 町民が行う雪害対策

#### 1 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーバー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

町は、県と連携して町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、充分な普及啓発を行う。

#### 2 町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町は、大雪時の路上駐車の禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

## 第2 情報通信体制の充実強化

#### 1 気象情報等の収集・伝達体制の整備

町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

#### 2 町民への伝達及び事前の周知。

町は、町民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を町民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ町民への周知に努める。

町民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

## 第3 雪害における応急対応力の強化

#### 1 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。

#### 2 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

#### 【雪害に対応する防災用資機材（例）】

- ・除雪機
- ・スノーシュー
- ・かんじき
- ・ストック
- ・そり
- ・スノーダンプ
- ・スコップ
- ・長靴
- ・防寒具
- ・防寒用品
- ・ポリタンク

## 第4 避難所の確保

町は、地域の人口、地形及びなだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

## 第5 孤立予防対策

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行う。

町は、積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

## 第6 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの町民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

## 第7 道路交通対策

### 1 道路交通の確保

町は、通常時の除雪作業のみならず、通常時では対応が困難となる大雪に対して、道路交通の確保を図るための除雪対応の基本方針を定め、効率的な除雪に努める。また、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

### 2 積雪状況の把握及び情報発信

除雪作業着手の判断を確実かつ容易とするため、道路管理用カメラ等の設置により、積雪状況を把握する。

カメラ画像の公開により、道路利用者へ積雪状況を情報発信し、注意を促す。

### 3 雪捨て場の事前選定

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。

### 4 関係機関の連携強化

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町、県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

## 第8 ライフライン施設雪害予防

ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

町は、ライフライン事業者から迅速かつ的確に情報収集できるよう、連携体制の強化を図

るものとする。

## 第9 農林水産業に係る雪害予防

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 第2章 応急対策

### 第1節 応急活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町内の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について、責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能の全てをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

### 第1 町の活動体制

#### 1 基本方針

「第1編—第2章—第1節 応急活動体制」を準用する。

### 第2 組織、配備体制

#### 1 体制の配備区分、配備基準、活動内容等

風水害時における職員の配備基準及び配備対象者は、以下のとおりとする。

配備区分	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象警報・注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合</li><li>・台風の接近等が予想される場合</li><li>・町長が必要と認めた場合</li></ul>	情報収集を行い得る体制	(必要に応じて参集) ・総務課（防災担当者） ・各課等の長が必要と認めた職員
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害の発生が予測される場合（台風直撃等）</li><li>・町長が必要と認めた場合</li></ul>	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	(自主参集) ・各課局長以上の者 ・総務課（1/2程度） ・各課等の長が必要と認めた職員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・規模の大きい災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合</li><li>・規模の大きい災害の発生が予想される場合</li><li>・町長が必要と認めた場合</li></ul>	災害状況の調査、災害応急対策業務及び非常体制の実施に備えて活動する体制	(自主参集) ・各課局長以上の者 ・総務課（全員） ・第1配備職員（1/2程度） ・第2配備職員（全員）
非常体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・激甚な災害が発生した場合又は発生したと考えられる場合</li><li>・激甚な災害の発生が予想される場合</li><li>・町内に気象等に関する特別警報が発表された場合</li></ul>	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	(自主参集) ・全職員

※人員は、災害の状況に応じて、適宜、増員・減員を行う。

※公共施設、工事現場等を管理している所管課の職員は、配備対象職員以外であっても状況に応じて自主収集して災害に対応していくものとする。

※情報収集体制及び警戒体制は、災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進するものとするが、災害情報の収集・伝達等については、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。

※非常体制は、災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進するものとする。

## 2 配備体制の施行、解除

「第2編—第2章—第1節 応急活動体制」を準用する。

## 3 勤務時間外の体制（休日・夜間）

「第2編—第2章—第1節 応急活動体制」を準用する。この場合において、宿日直員は、気象警報が発表された場合又は被害等を覚知した場合は、直ちに総務課長へ連絡するものとする。

## 4 動員の方法

「第2編—第2章—第1節 応急活動体制」を準用する。

## 第3 災害対策本部

「第2編—第2章—第1節—第4 災害対策本部」に準ずるほか、「2活動体制」の((1)災害対策本部の設置基準、設置場所)の設置基準について、次のとおりとする。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象等の警報、特別警報等が発表され、かつ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li><li>・その他町長が必要と認めた場合</li></ul>
------	---

## 第2節 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

「第2編—第2章—第2節 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達」に準ずるほか、次のとおりとする。

### 第1 風水害時に収集すべき情報

#### 1 警戒段階で収集すべき情報の例

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(1) 気象警報等 気象情報	予想される雨量等警 戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・防災情報提供シス テム（気象庁） ・ホットライン ・テレビ、ラジオ等
(2) 雨量等の気 象情報の収集	①降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化 ②河川水位・流量等の 時間変化	随時	・熊谷地方気象台 ・気象庁アメダス雨 量、降水短時間予 報 ・各雨量観測実施機 関 ・県河川砂防課、県 土整備事務所 ・町、消防独自の雨 量観測所 ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	・災害オペレーション 支援システム ・県防災行政無線 ・防災行政無線 ・消防無線 ・電話
(3) 危険箇所等 の災害情報の 収集	河川周辺地域及び土 砂災害警戒区域等に おける発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、 決壊）の予想され る時期 ・箇所 ・土砂災害の予想さ れる箇所の発災 の前兆現象	異常の覚知 後即時	・町職員、消防機関 等の警戒員 ・自主防災組織、住 民	・防災行政無線 ・消防無線 ・電話 ・アマチュア無線
(4) 住民の動向	①警戒段階の避難実 施状況（避難実施区 域、避難人数、避 難所等） ②自主避難の状況	避難所収容 後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・防災行政無線 ・消防無線 ・電話 ・アマチュア無線

## 2 発災段階で収集すべき情報の例

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(1) 発災情報	①河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等)浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況(発災箇所、時期、種類、規模等) ③発災による物的、人的被害に関する情報  〔特に死者・負傷者等 人的被害及び発災の予想され事態に に関する情報〕	発災状況の 覚知後即時	・町職員、消防機関 等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民  〔被災現場や灾害 危険箇所等を中 心とする警戒区 域毎〕	・災害オペレーション 支援システム ・電話 ・消防無線 ・防災行政無線 ・アマチュア無線
	④ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋梁、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被 害状況が把 握された後	・各ライフライン関 係機関	・電話 ・防災行政無線 ・県防災行政無線 ・災害応急復旧用無線 電話
(2) 住民の避難状況	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所名等)	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務職員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・防災行政無線 ・消防無線 ・電話 ・アマチュア無線

## 第2 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

### 1 発見者の通報

- (1) 災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)
- (2) 何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)
- (3) 通報を受けた警察官はその旨を速やかに町長に通報しなければならない。(同条第3項)

### 2 町長の通報及びその方法

通報を受けた町長は、この計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

#### (1) 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

#### (2) 地震・火山に関する事項

・火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

- ・地震関係
- 数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

- 3 気象庁機関の通報先
- ・熊谷地方気象台

### 第3節 広報広聴活動

「第2編—第2章—第3節 広報広聴活動」に準ずる。

### 第4節 自衛隊災害派遣

「第2編—第2章—第5節 自衛隊災害派遣」に準ずる。

### 第5節 応援要請・要員確保

「第2編—第2章—第6節 応援要請・要員確保」に準ずる。

### 第6節 応援の受入

「第2編—第2章—第7節 応援の受入」に準ずる。

### 第7節 災害救助法の適用

「第2編—第2章—第8節 災害救助法の適用」に準ずる。

## 第8節 特別警報・警報・注意報等

災害関係の気象、警報等の情報及び被害情報の収集並びに伝達は、災害応急対策実施の基本となるため、以下の計画によりその万全を期するものとする。

### 第1 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

#### 1 特別警報・警報・注意報等

大雨や強風などの気象現象によって、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

#### 2 対象地域

気象特別警報等は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報等の発表に当たり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

当町の区域は、「北部」の「北西部」に位置する。

#### 【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

(1) 特別警報・警報・注意報の種類の概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスク

		の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報		「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報		著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報		著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報		融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報		霜により災害が発生するおそれがあると予想されたと

		きに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

【特別警報等発表基準】

令和6年5月23日現在

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨（浸水害） (土砂災害)	表面雨量指数基準 18 土壤雨量指数基準 159
	洪水	複合基準 越辺川流域 = (9, 22. 4) 指定河川洪水予報による基準 越辺川・都幾川・高麗川[入西・高坂橋・天神橋]
	大雪	12時間降雪の深さ10cm
	暴風	(平均風速) 20 m/s
	暴風雪	(平均風速) 20 m/s 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準 12 土壤雨量指数基準 114
注意報	洪水	複合基準 越辺川流域 = (6, 18. 9) 指定河川洪水予報による基準 越辺川・都幾川・高麗川[入西]
	強風	(平均風速) 11 m/s
	風雪	(平均風速) 11 m/s 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5 cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧	(視程) 100 m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*

霜	早霜・晩霜期に最低気温4°C以下
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合
融雪	
なだれ	
記録的短時間大雨情報	時間雨量100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※冬季の気温は熊谷地方気象台の値

- (注) ① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。
- ② 複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。
- ③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。
- ④ 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

## (2) 各種気象情報

### ア 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

### 【キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等】

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報（土砂災害）の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</li> <li>「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</li> <li>「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル (洪水警報の危険度 分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当</li> <li>「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当</li> <li>「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当</li> <li>「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測 値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

#### イ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が【高】、【中】の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県南部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(埼玉県など)で発表される。大雨に関して、【高】又は【中】が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

#### ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

## エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

## 第2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

### 1 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

洪水予報は、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

本町関係では、越辺川が洪水予報河川に指定されている。

#### (1) 指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
	氾濫危険情報	泛濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当
	泛濫警戒情報	泛濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったと

		<p>き（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</p> <p>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</p>
洪水注意報	氾濫注意報	<p>氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。</p> <p>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</p>

## (2) 国・県が管理する河川の洪水予報

町内の国が管理する河川については、越辺川が洪水予報河川であり、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して洪水予報を行う。

また、県が管理する河川については、町内では該当がない。

## 2 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

国・県が管理する河川については、町内では該当がない。

## 3 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

町内の国が管理する河川については、越辺川が水防警報河川であり、水防法第16条により、国土交通大臣が行う。

また、県が管理する河川については、町内では該当がない。

## 第3 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方気象台から共同で発表

される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キックル」で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

鳩山町は、発表対象地域となっている。

## 1 発表及び解除

発表及び解除は、次の項目のいずれかに該当する場合に埼玉県と熊谷地方気象台が協議して行う。

### (1) 発表基準

- 大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値をもとに作成した指標が発表基準に達した場合

### (2) 解除基準

- 降雨の実況値をもとに作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

## 2 伝達系統

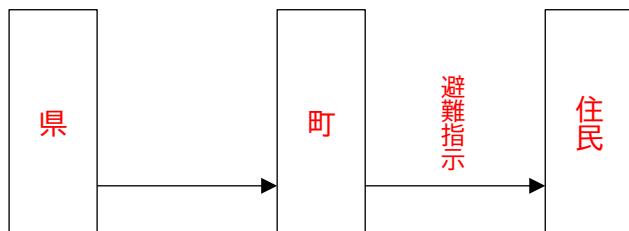
伝達系統は、「第7 気象警報等の伝達」伝達系統図による。

## 第4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

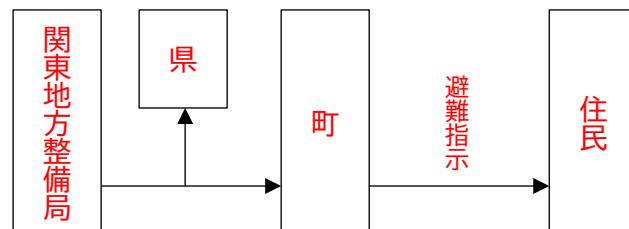
### 1 伝達系統（県が調査を行う場合）

- 地すべり



### 2 伝達系統（国が調査を行う場合）

- 火山噴火に起因する土石流など、高度な専門知識及び技術を要する自然現象
- 河道閉塞による湛水
- 河道閉塞による湛水を原因とする土石流



## 第5 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方

気象台が埼玉県知事に対して通報し、県を通じて町や消防本部に伝達される。

## 第6 熊谷地方気象台と町とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、町防災担当課責任者等へ電話連絡する。

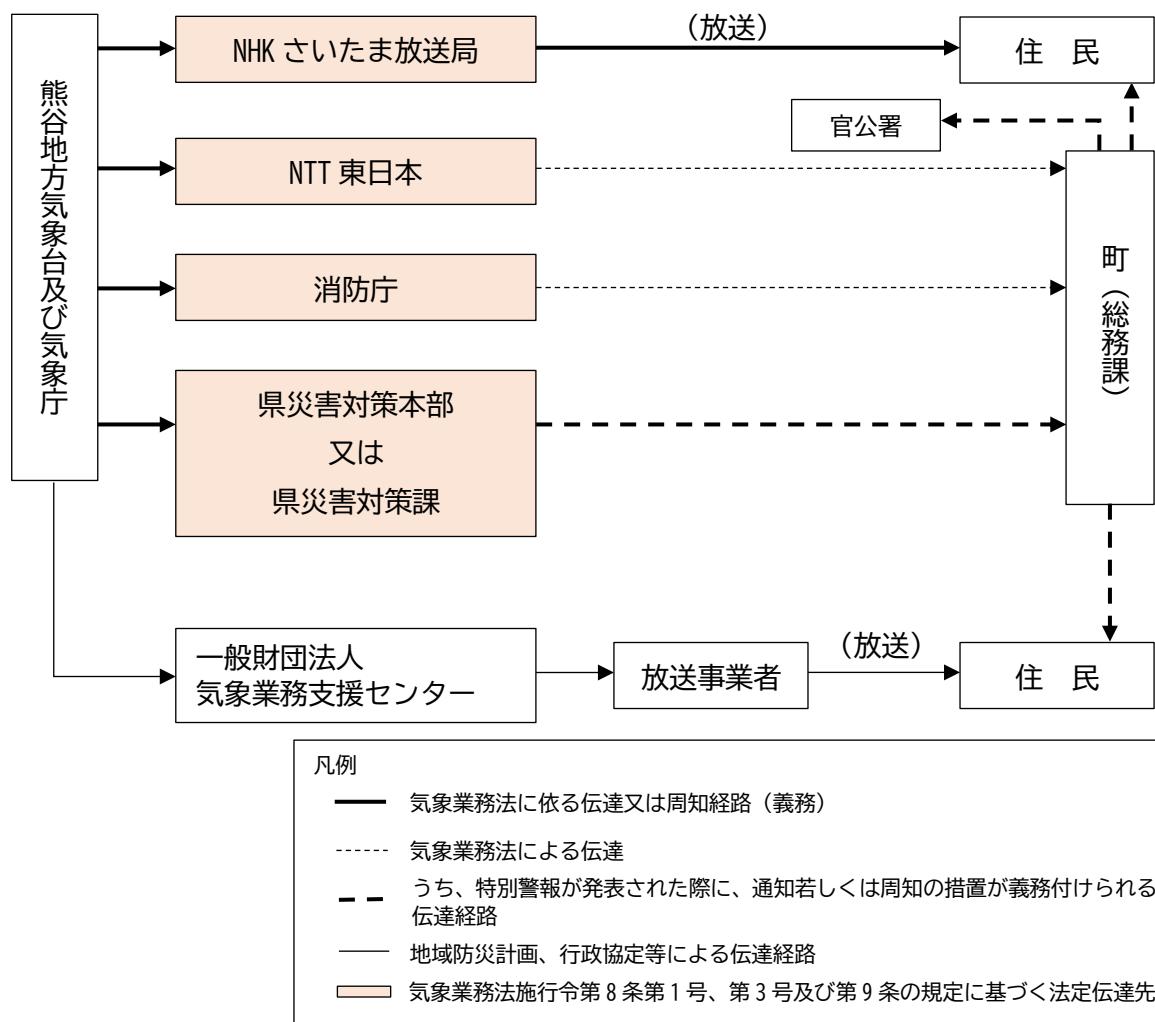
- ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
  - ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
    - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
    - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合又は特別警報の切替をした場合
    - (3) 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、町長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

## 第7 気象警報等の伝達

### 1 伝達系統



## 2 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備設置機関その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

## 第8 町の措置

### 1 気象警報等の伝達

町長は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、関係機関、町民その他関係団体に伝達する。

町における気象警報等の受理及び伝達は、総務課が行う。

### 2 勤務時間外における注意報等の伝達

勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備する。

#### (1) 当直者の配置

夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直として当直職員を配置する。

#### (2) 関係各課の担当者への連絡等

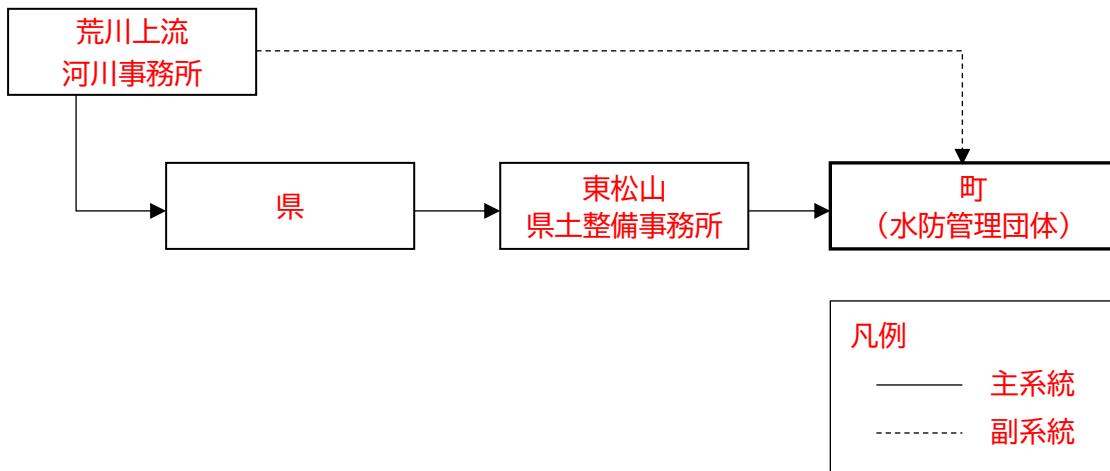
当直者は、注意報等が伝達された場合は、配備体制基準に基づいて、あらかじめ指定された、総務課長、防災担当指定職員に連絡する。

なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直者は初動対応者等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

### 3 水防法に定める水防警報

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う必要がある旨を警告するものである。危険を伴う水防活動に当たっては、水防団等と連携し、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮する。

#### (1) 伝達系統



(2) 水防警報の種類

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

4 火災警報

町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表する。

## 第9節 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

「第2編—第2章—第9節 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行」に準ずる。

## 第10節 救急救助・医療救護

「第2編—第2章—第10節 救急救助・医療救護」に準ずる。

## 第11節 遺体の取扱い

「第2編—第2章—第11節 遺体の取扱い」に準ずる。

## 第12節 避難

「第2編—第2章—第12節 避難」に準ずるほか、次のとおりとする。

### 第1 避難体制の整備

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するためには必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

#### 1 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キックル等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国及び県に必要な助言を求める。

#### 2 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キックル等を用い、危険度の高ま

っている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化について、国及び県に必要な助言を求める。

### 3 局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

## 第2 発災前の避難決定及び住民への情報提供

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町は、熊谷地方気象台等の専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

## 第3 避難情報の発令

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。

発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	<p>【危険な場所から高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難 又は屋内安全確保）する。</li><li>・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で 屋内安全確保の準備をする。</li><li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。</li></ul>

<p><b>【警戒レベル4】</b></p> <p>避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<p><b>【危険な場所から全員避難】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。</li> <li>平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b></p> <p>緊急安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況</li> </ul> <p>※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生</p> <p>※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があると判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況</p>	<p><b>【緊急安全確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。</li> <li>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。</li> <li>災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。</li> </ul>

(用語の説明)

- 避難 : 災害から命を守るために行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所 : 指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保 : その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。
  - ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと。
  - ・自宅等に浸水しない居室があること。
  - ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること。

【資料編 3-2-1 島山町避難情報の判断・伝達マニュアル】

#### 第4 避難誘導

##### 1 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町内の各地域、集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

##### 2 避難誘導

避難に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の自力避難が困難な者、また、地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会、自主防災組織等と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

### 第13節 避難行動要支援者等の避難支援

「第2編—第2章—第13節 避難行動要支援者等の避難支援」に準ずる。

### 第14節 要配慮者全般の安全対策等

「第2編—第2章—第14節 要配慮者全般の安全対策等」に準ずる。

### 第15節 社会福祉施設入所者等の安全確保

「第2編—第2章—第15節 社会福祉施設入所者等の安全確保」に準ずる。

### 第16節 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

「第2編—第2章—第17節 飲料水・食料・生活必需品の供給」に準ずる。

### 第17節 緊急輸送

「第2編—第2章—第18節 緊急輸送」に準ずる。

### 第18節 環境衛生

「第2編—第2章—第20節 環境衛生」に準ずる。

### 第19節 応急住宅対策

「第2編—第2章—第22節 応急住宅対策」に準ずる。

### 第20節 文教対策

「第2編—第2章—第23節 文教対策」に準ずる。

## 第21節 竜巻等突風対策

### 第1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

町は、住民の適切な対処行動を支援するため、町民に適切な情報伝達を行う。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

### 第2 救助の適切な実施

「第2編—第2章—第8節 災害救助法の適用」に準ずる。

### 第3 がれき処理

「第2編—第2章—第20節 環境衛生」に準ずる。

### 第4 避難所の開設・運営

「第2編—第2章—第12節 避難」に準ずる。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

### 第5 応急住宅対策

「第2編—第2章—第22節 応急住宅対策」に準ずる。

### 第6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

## 第22節 雪害対策

### 第1 応急活動体制の移行

#### 1 町の体制

町は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

必要に応じて、災害対策本部等を設置して対応する。

町の災害対策本部等の体制については、この編「第2章－第1節 応急対策」に準じる。

#### 2 初動期の人員確保

町は、体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

#### 3 積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

#### 4 町民等への情報発信

町は、降雪状況及び積雪の予報等について町民等へ周知する。

異常な積雪、なだれ等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール等の多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

#### 5 積雪に伴いとるべき行動の周知

町は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、町民に周知する。

(例)

- ・不要不急の外出は極力避ける。
- ・外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ・道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ・交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ・自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようとする。
- ・安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- ・除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

## 第2 道路機能の確保

### 1 効率的な除雪

異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人

員を集中的に動員して除雪を行う。

降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

## 2 除雪の応援

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

## 第3 警備・交通規制

異常な積雪があったときは、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、町民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察に対し、交通規制の実施を要請する。

## 第4 救出・救助及び孤立地区への支援の実施

### 1 なだれ事故に対する応急対策

なだれによる人命等の損失を極力回避するため、鉄道・道路等施設管理者は、なだれのおそれがある箇所を中心にパトロールを実施する。なだれの兆候等異常な事態を発見した時は、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を講じ、なだれ発生の事前回避に努める。

なだれにより施設が被災した場合には、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を講じ、交通の早期回復に努める。

また、列車又は車両がなだれにより被災した場合は、直ちに消防機関、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

### 2 なだれ発生に伴う避難

町は、なだれ発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めた時は、町民に対し避難の指示を行うものとする。町民が自動的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

町民等がなだれにより被災した時は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

### 3 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場

合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

#### 4 孤立地区の応急対策

積雪、なだれ等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の町民の人命及び財産を保護するため、町は、防災関係機関と相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

##### (1) 状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告とともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

##### (2) 救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。

##### (3) 医師の派遣・物資の輸送等

町は、県と連携し、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

##### (4) 交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

### 第5 避難所の開設・運営

なだれや大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った町民や、交通途絶により孤立した地域の町民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

### 第6 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

### 第7 ライフラインの確保

ライフライン事業者及び町は、なだれ、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。

ライフライン事業者及び町は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や町民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

町は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況、なだれ等の危

険性が高い区域、通行可能な道路等) や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。

町は、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

## 第8 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、町民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

## 第3章 復旧復興

### 第1節 災害復旧

「第2編—第3章—第1節 災害復旧」に準ずるほか、次のとおりとする。

#### 第1 雪害対策

##### 1 長期化する雪害への対応

###### (1) なだれ対策の実施

気象台が発表するなだれ注意報を参考にしながら、適宜、町民への注意喚起を行う。

道路管理者は、気象台が発表するなだれ注意報や専門家による見解等を参考にしながら、道路の通行規制解除を行う。

##### 2 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

### 第2節 災害復興

「第2編—第3章—第2節 災害復興」に準ずる。

### 第3節 生活再建への支援

「第2編—第3章—第3節 生活再建への支援」に準ずる。